

# 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

## 概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各地方公共団体において毎年度の決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。これは、従来の普通会計を範囲とする指標に加え、特別会計、第三セクター等にまで範囲を広げた新たな指標を算定し、財政状況の適確な把握・早期の是正を行うことにより、財政の健全化を図り、地方公共団体の破綻を防ごうとするものです。

算定の結果、健全化判断比率のいずれかが、イエローカードにあたる早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画の策定を、同じく、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定することが義務付けられ、自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければなりません。

また、将来負担比率を除く3つの健全化判断比率のいずれかがレッドカードにあたる財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることとなります。

健全化判断比率及び資金不足比率は平成19年度決算から公表しており、財政健全化計画の策定等の義務付け規定については平成20年度決算から適用されています。

## 算定結果

倉敷市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、すべて「健全段階」です。

### 倉敷市の健全化判断比率（過去3年間の決算ベース）

(単位：%)

区分	健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
	R3	R2	R元		
実質赤字比率	— (▲8.10)	— (▲6.67)	— (▲5.90)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (▲38.97)	— (▲34.19)	— (▲30.75)	16.25	30.00
実質公債費比率	2.9	3.7	4.7	25.0	35.0
将来負担比率	3.3	31.2	43.1	350.0	

※「—」は該当なし (▲)は黒字

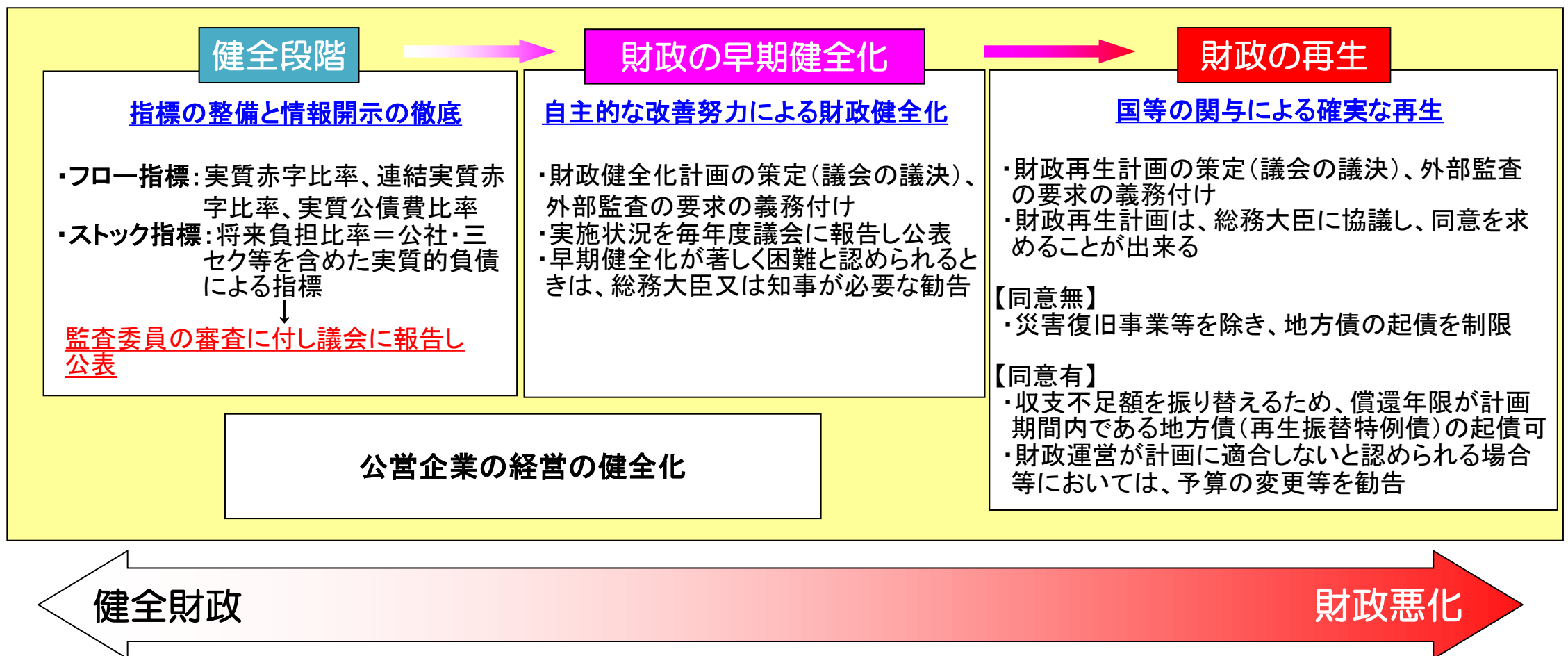
### 倉敷市の各公営企業の資金不足比率（過去3年間の決算ベース）

(単位：%)

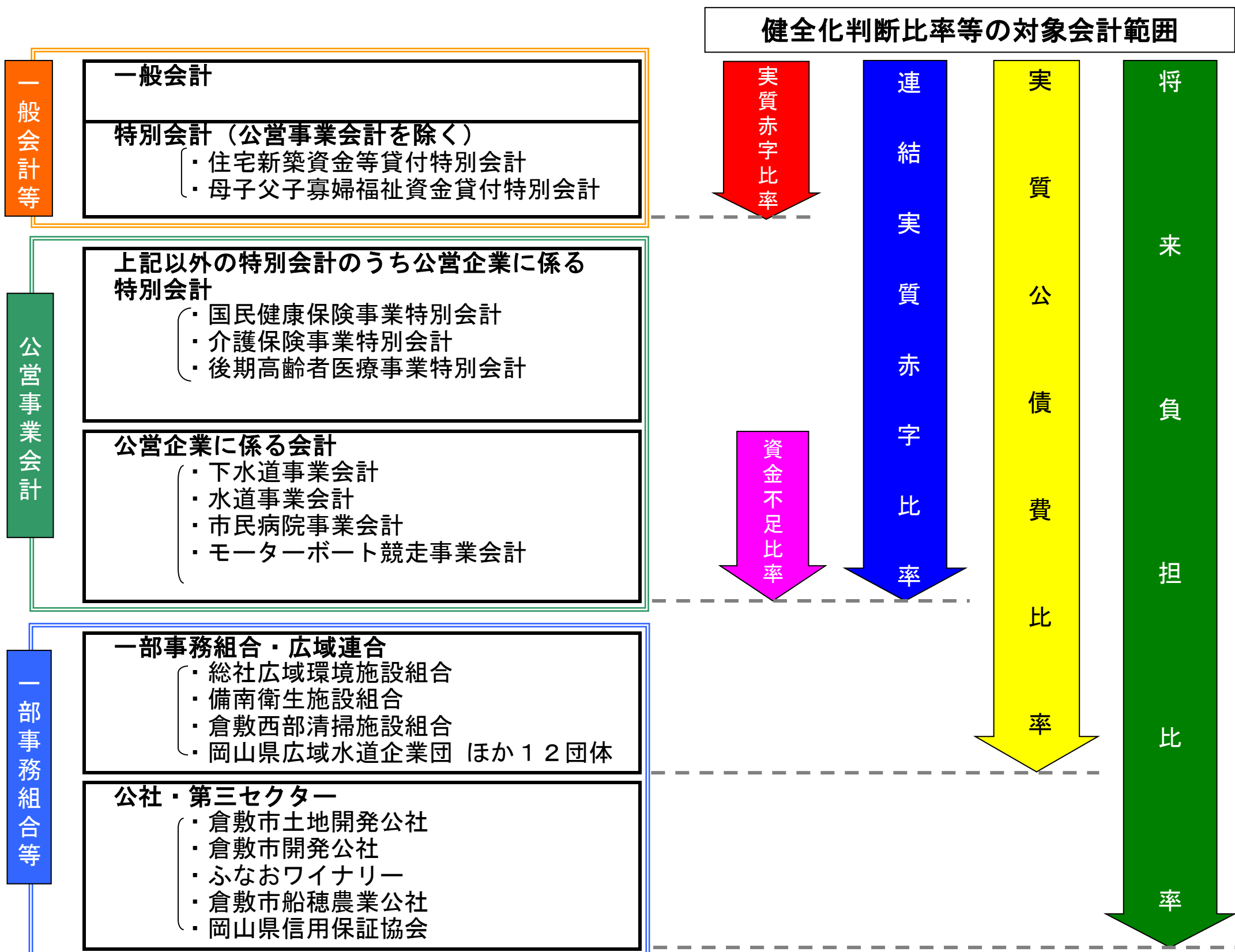
特別会計の名称	資金不足比率			経営健全化基準
	R3	R2	R元	
下水道事業会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0
市民病院事業会計	—	—	—	20.0
モーターボート競走事業会計	—	—	—	20.0

※「—」は資金不足額なし

(制度イメージ)



○指標の対象となる倉敷市会計範囲



## 健全化判断比率及び資金不足比率の解説

**実質赤字比率** → 一般会計等の実質的な赤字額の、標準的な収入に対する割合を示す指標

$$\text{(算出式)} : \frac{\text{※(1) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{※(2) 標準財政規模}}$$

**連結実質赤字比率** → 全会計の実質的な赤字額の、標準的な収入に対する割合を示す指標

$$\text{(算出式)} : \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

**実質公債費比率** (3か年平均) → 一般会計等の実質的な借入金返済額の、標準的な収入(返済額に係る基準財政需要額を除く)に対する割合を示す指標

$$\text{(算出式)} : \frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{※(3) (特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}} \quad \text{※(4)}$$

**将来負担比率** → 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準的な収入に対する割合を示す指標

$$\text{(算出式)} : \frac{\text{※(5) 将来負担額} - \left( \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

**資金不足比率** → 各公営企業における資金不足額の、事業の規模に対する割合を示す指標

$$\text{(算出式)} : \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### 用語の説明

- ※(1) 一般会計等 : 一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計等
- ※(2) 標準財政規模 : 地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模
- ※(3) 特定財源 : 借入金返済額に充当する国庫支出金など
- ※(4) 基準財政需要額 : 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額
- ※(5) 将来負担額 : 一般会計等の地方債現在高、債務負担行為支出予定額、公営企業債のうち一般会計等負担見込額、一般会計等が負担する退職手当支給予定額、土地開発公社等の負担見込額、連結実質赤字額、組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額